

鳥取県公報

令和6年5月31日(金) 号外第54号

每调火·金曜日発行

				P.C
		目	次	
\Diamond	内水面漁 管委告示	水産動物の採捕の禁止に関する指示(2)・・・		2

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図 るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和6年5月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の 区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号)第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受 けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合
- 2 指示期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで